

発議案第 2 号

河内長野市議会委員会条例の改正について

別紙のとおり河内長野市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

提出者

大原 一郎

賛成者

吉竹 英行

峯 満寿人

駄場中大介

河内長野市議会

議長 堀川 和彦 様

提 案 理 由

河内長野市事務分掌条例の改正による令和 7 年 4 月 1 日からの組織機構改革に伴い、議会における常任委員会の所管について所要の整備を行うとともに、地方自治法の改正等により、地方議会に係る手続きのデジタル化等が可能となったことを受け、本条例における手続きのデジタル化等に必要な規定の整備を行うこと及びその他の規定について所要の文言整理を行うため、本条例を改正する。

河内長野市議会委員会条例の改正について

河内長野市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

河内長野市条例第 号

河内長野市議会委員会条例の一部を改正する条例

河内長野市議会委員会条例（平成 25 年河内長野市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「自治安全部、市民保健部（市民窓口課に限る。）、総務部、総合政策部」を「総務経営局、成長戦略局」に改め、同項第 2 号中「環境経済部、都市づくり部、上下水道部」を「都市環境安全局」に改め、同項第 3 号中「市民保健部（市民窓口課を除く。）、福祉部、こども部」を「こどもの未来とウェルビーイング推進局」に改める。

第 15 条の 2 の見出し中「開会方法」を「委員会の開会方法」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第 20 条第 1 項の秘密会は、この限りでない。

第 15 条の 2 第 2 項中「開会する場合において、委員は」を「委員会が開会される場合において」に、「会議への」を「方法で」に、「とき」を「委員」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 第 1 項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出

席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

第15条の2第4項中「を活用した」を「による方法での」に、「における表決の方法」を「の開会方法」に改める。

第20条第1項ただし書を削る。

第25条第1項中「いう。）は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削り、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の河内長野市議会委員会条例に基づく総務常任委員会、都市環境・経済常任委員会及び福祉教育常任委員会（以

下「旧常任委員会」という。)の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、それぞれ改正後の河内長野市議会委員会条例(以下「新条例」という。)に基づく総務常任委員会、都市環境・経済常任委員会、福祉教育常任委員会の委員長、副委員長及び委員として引き続きその職にあるものとし、その任期は、新条例第3条の規定にかかわらず、旧常任委員会の委員の残任期間とする。

河内長野市議会委員会条例新旧対照表

改正前	改正後	適用期日
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務常任委員会 定数 6人 <u>自治安全部、市民保健部（市民窓口課に限る。）、総務部、総合政策部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会に属さない事項</u> (2) 都市環境・経済常任委員会 定数 6人 <u>環境経済部、都市づくり部、上下水道部、農業委員会の所管に属する事項</u> (3) 福祉教育常任委員会 定数 6人 <u>市民保健部（市民窓口課を除く。）、福祉部、こども部、教育委員会の所管に属する事項</u> (4)及び(5) (略) (開会方法の特例) 第15条の2 <u>委員長は、重大な感染症のまん延防止措置のため又は大規模な災害等の発生により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合において特に必要と認めるときは、オンライン（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。以下同じ。）を活用した委員会を開会することができる。</u> 2 前項の規定により開会する場合において、委員は、オンラインによる<u>会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u> 3 <u>オンラインを活用した委員会に出席した委員は、次条、第17条第1項及び第30条第1項の出席委員とする。</u>	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務常任委員会 定数 6人 <u>総務経営局、成長戦略局、会計課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会に属さない事項</u> (2) 都市環境・経済常任委員会 定数 6人 <u>都市環境安全局、農業委員会の所管に属する事項</u> (3) 福祉教育常任委員会 定数 6人 <u>こどもの未来とウェルビーイング推進局、教育委員会の所管に属する事項</u> (4)及び(5) (略) (<u>委員会の開会方法の特例</u>) 第15条の2 <u>委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u> 2 前項の規定により<u>委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u> 3 <u>第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u>	令和7年4月1日

4 <u>オンラインを活用した委員会における表決の方法</u>その他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) 第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、オンラインを活用した委員会にあっては、秘密会とすることができない。</u> 2 (略) (公述人の決定) 第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ<u>文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u> 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>かたよらない</u>ように公述人を選ばなければならない。 (記録) 第30条 (略) 2 <u>前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。</u> 3 <u>前2項の記録は、議長が保管する。</u>	4 <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法</u>その他必要な事項は、議長が別に定める。 (秘密会) 第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。 2 (略) (公述人の決定) 第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u> 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>偏らない</u>ように公述人を選ばなければならない。 (記録) 第30条 (略) 2 <u>前項の記録は、議長が保管する。</u> 3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u>
---	--